

がくせつ

「学雪」のすゝめ



～雪となかよく暮らすルールブック～

横手市



もくじ

「雪となかよく暮らすルールブック」について	1
雪となかよく暮らす条例	2
横手市総合雪対策基本計画（抜粋）	3
第1章 横手市の冬を考えてみよう！	4
●雪はどうして降るのだろう ●県内の中でも、横手市はどうして雪が多いのだろう ●記録的な大雪はどうだったろう ●雪はじゃまになるだけだろうか ●早朝除雪はどのように行われているのだろう ●除雪にかかっているお金はどのくらいだろう ●雪国で守らなければならない除雪のルールとはなんだろう	
第2章 除排雪についてよく寄せられる質問	6
●Q1 除雪車はいつ出動するのですか ●Q2 通勤や通学時までに除雪車が来ないときがありますが ●Q3 除雪ではなく、排雪をしてください ●Q4 日によって排雪が行われる道路と行われない道路があるようですが ●Q5 生活道路の排雪は行わないのですか ●Q6 新たに早朝除雪路線に入れてもらいたいのですが ●Q7 除雪車の作業員に除雪のやり方について直接注意をしてもいいですか ●Q8 除雪業者の除雪の仕方が悪いので、地区担当の業者を替えてもらえませんか ●Q9 どのようにして地区の除雪業者を決定しているのですか ●Q10 除雪した雪が防火水槽や消火栓の周辺に置かれて困っているのですが ●Q11 公園の縁地などを雪寄せ場に活用することはできないのですか ●Q12 郊外部と比較して、市街地中心部の除雪は悪いと思いますが ●Q13 日によって除雪状態にムラがあるので、毎日同じように除雪作業をしてください ●Q14 流雪溝をつくってもらいたいのですが ●Q15 流雪溝を1日中使えるようにしてもらいたいのですが ●Q16 流雪溝のルールを守らない人がいますが	
第3章 冬を快適に過ごすための制度	9
1. 横手市除雪活動費補助金交付制度 2. 生活道路除排雪協働事業制度 3. 横手市高齢者等除排雪及び雪下ろし事業関係	
参考 道路除排雪等に関する主な問合せ、連絡先	10

「雪となかよく暮らすルールブック」について ～地域の除雪力を高めるために～

横手市は、「行政と市民による協働のまちづくり」を基本とした雪国の地域づくりをすすめています。そのため「雪となかよく暮らす条例」を制定し、それぞれの役割分担を明らかにしながら、雪のある季節の暮らしのがより快適になることをめざして、多くの施策に取り組んでいます。また、平成25年3月には、行政・市民・事業所が連携し協働で雪対策へ取り組んでいくための「横手市総合雪対策基本計画」を策定しました。

このルールブックは、横手市に住む市民のみなさんが、快適な冬の暮らしを続けるためにぜひ知っておいていただきたい基本的な内容についてまとめたもので、それぞれの家庭や町内会、学校、職場などで一度、雪のある季節の生活をふり返っていただき、雪となかよく暮らすための工夫や改善を考えるきっかけにしていただきたいと思います。

また特に、このルールブックは、町内会などを中心として市民・除雪業者・行政の適切な役割分担による「地域の除雪力」の向上を具体的にすすめるためのテキストブックという性格もあわせて持っています。

「地域の除雪力」とは、町内の除排雪課題について関係者がおたがいに知恵を出し合い、創意工夫を加え、その地域や町内の特色に応じた解決策を話し合ったうえで、積極的な取り組みを行うことをいいます。ひとことで言えば「地域のみんなで自分たちの住んでいる地域の雪の問題の解決策を考えてみよう！」ということです。少子高齢化社会に向かって横手の冬の生活を快適にするためには、「地域の除雪力」を高めることも大変重要なことのひとつとなっていました。

このルールブックは、子供からお年寄りまで多くの市民のみなさんに読んでいただけるようできるだけわかりやすく作られていますが、まだまだ不十分な点もたくさんあると思われます。これを読んでいただいた市民のみなさんが、内容について疑問や関心を持たれたときは、ぜひともご意見を市役所の担当へお寄せください。市役所ではみなさんからいただいたご意見を参考として、このルールブックをより内容が充実したものへ近づけたいと考えています。

ご意見をお待ちしています。



雪とかなよく暮らす条例(抜粋) 平成 17 年 10 月 1 日 条例第 16 号

(前文)

私たちの横手市は、全国でも指折りの雪の多いまちとして知られ、その暮らしは雪と共に営まれてきました。「かまくら」や「ばんでん」などの冬の伝統行事をはじめ、雪国特有の生活と文化が育まれ、現代に伝えられてきました。

私たちは、この雪と共に生きる文化を未来へ伝えるとともに、近年の社会の大きな変化に対応できるまちのあり方や住まいのつくり方、そして雪国の暮らしについて見つめ直していく必要があります。また、雪に親しみ雪と楽しく暮らす生活スタイルの確立に取り組んでいくことも大切です。

私たちは、克雪のまちづくりを進めるとともに、雪国で明るく元気な市民性の創造と、行政・市民・事業所がお互いに協力し、マナーを守って雪とかなよく暮らすことのできるまちを目指します。

(目的)

第1条 この条例は、暮らしにうるおいを与えてくれる自然の恵みそして雪を積極的に受け入れ、雪を生かし、市と市民、事業所が一体となって快適なまちづくりを進め、魅力ある雪国を創ることを目的とします。

(市の役割)

第2条 市は、雪と親しみ、雪を楽しむ考え方で、雪のない地域と同じまちづくりをするのではなく、雪と共に生・共存するまちづくりを進めるため、次のことに取り組みます。

- 1 安全で良好な冬の道路交通の確保に努めます。
- 2 除雪を考えたまちづくりや雪に強い住まいの普及に努めます。
- 3 除雪のできない高齢者などに対するボランティア活動を支援します。
- 4 雪を考えるタウンミーティングを毎年開催し、情報交換に努めます。
- 5 雪国の歴史や文化、遊び、交流を通して、元気な子ども達を育みます。
- 6 雪国の伝統行事や冬のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
- 7 雪国にふさわしい衣服や食などの文化を育み、発信します。
- 8 雪を資源として積極的に活用します。
- 9 雪処理や雪活用の事業化に向けた取り組みを支援します。

(市民の役割)

第3条 市民は、お互いに助け合い、冬を元気に楽しく暮らすために、創意と意欲を持って、次のことに取り組みます。

- 1 雪寄せや落雪などに対しては雪国の生活マナーを守り、お互いに協力し助け合います。
- 2 路上駐車や道路への雪捨てなどの迷惑行為にみんなで気を付け、良好な道路環境を保つように努めます。
- 3 伝統行事やスポーツ・レクリエーションに参加し、冬を楽しみます。
- 4 雪国にふさわしい温かく楽しい装いを工夫します。
- 5 豊かな雪国の食文化を楽しみます。
- 6 雪に強い住まいづくりに努めます。

(事業所の役割)

第4条 事業所は、地域の模範として雪国のマナーやルールを守り、地域に貢献するために、次のことに取り組みます。

- 1 地域のルールを守った除排雪に努めます。
- 2 除雪ボランティア活動を応援し、協力します。
- 3 雪国の伝統行事やお祭りを応援します。
- 4 除雪を考えたまちづくりや雪に強い住まいづくりに努めます。
- 5 雪国の生活や伝統文化に根ざした産業の振興に努めます。

※ (第4条までの抜粋)

(参考) 第3期横手市総合雪対策基本計画(抜粋) 令和3年3月策定
策定した計画のうち、基本目標を抜粋しています。

目標1 安全な雪処理

雪処理作業の安全対策を図り、雪による事故ゼロを目指します。

目標2 地域で支える身近な雪処理

年齢を重ねても不安のない冬の暮らしができるよう、地域住民が主体となって雪処理に取り組むための体制や仕組みをつくります。

目標3 行政と市民で進めるきめ細かな雪対策

行政、市民が担う役割を確認するとともに、これまで行政が主体となって実施してきた雪対策に、市民・事業所と協働で取り組むことによって、きめ細かな雪対策を目指します。

目標4 雪につよいまちづくり

ハード対策(施設整備)の面から、雪に強い横手市をつくります。

目標5 市民にやさしい雪みちの実現

道路除排雪のさらなる効率化をはかり、安全で暮らしやすい雪みちを確保します。

目標6 雪情報の発信

効率的な雪情報の集約と、市民へ広く行き届く情報発信に取り組みます。

目標7 緊急時の対策

大雪時において安全を確保するための体制を検討し、緊急時でも安全な横手市を目指します。

目標8 雪から学ぶ明るい未来

学雪や楽雪、克雪だけでなく、雪の利活用により生活を豊かにする方法を検討します。

第1章 横手市の冬を考えてみよう！

雪はどうして降るのだろう？

大気中の水蒸気が凍ってできた小さな氷の結晶に更に水蒸気が凍って付着し、大きな雪の結晶が出来上がります。この結晶が地上に落ちてくる間にとければ雨、そのまま落ちてきたものが雪になります。地上付近が0°Cより高ければ雨になり、低ければ雪になります。ただ、湿度によっては0°Cより高くても、雪になることがあります。

県内の中でも、横手市はどうして雪が多いのだろう？

横手市の積雪が多い主な原因としては、西側から吹き寄せてくる雪雲が屏風のような奥羽山脈でさえぎられ、その直下に位置している横手市に大量の雪を降らせるためだと考えられていますが、その詳細については未だ明らかにされてはいません。

記録的な大雪はどうだったろう？

近年における横手市（横手地域）の大雪の記録は次のとおりです。

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
一日の降雪量 (記録日)	68cm (S49.1.26)	51cm (H25.12.14)	49cm (H30.2.13)	49cm (R2.12.15)	48cm (H1.1.1)(R3.12.31)
最高積雪深 (記録日)	259cm (S49.2.14)	203cm (R3.2.5)	199cm (R4.2.7)	192cm (H23.2.1)	179cm (H26.1.14)
一年間の累計 降雪量(記録年度)	1,139cm (S60年度)	1,090cm (H29年度)	1,077cm (H25年度)	1,062cm (S48年度)	992cm (S58年度)
真冬日の日数 (記録年度)	55日 (S58年度)	46日 (H12年度)	45日 (S60年度)	41日 (S51年度)	39日 (H23年度)
最低気温 (記録日)	-20.2°C (S50.2.17)	-18.3°C (S51.2.17)	-16.4°C (H30.2.2)	-16.0°C (S52.1.2)	-15.9°C (S62.12.7)

※上記より更に遡った記録では、横手市（横手地域）の最低気温として明治40年2月18日の-21.0°C、降雪最早初日としては、昭和32年の10月18日というものがあります。

雪はじゃまになるだけだろうか？

雪は、市民の暮らしにとっては道路の交通障害や雪下ろしの労苦など経済的、肉体的に困った問題となっています。しかし一方で、雪は清浄で豊富な水道水源となり、水道水や農地のかんがい用水として利用されています。また交流施設「あさくら館」や「横手清陵学院中学校・高等学校」では雪を利用した冷房が行われ環境にやさしい取組みが行われています。このほかにも、雪中貯蔵など雪冷熱エネルギーとしての可能性をもっています。「かまくら」などの雪まつり、スキーなどのウィンタースポーツも雪があればこそです。雪のマイナス面ばかりでなくプラス面を考えてみることも大切なことではないでしょうか。

早朝除雪はどのように行われているのだろう？

市では毎年11月になるとその年の冬の除雪計画を策定します。新たに除雪をすることになった道路などの変更箇所の確認が詳細に行われ、11月には直営作業員の雇用と除雪を委託する業者との契約を締結し除雪体制が整い、11月上旬には除雪対策本部を設置します。

降雪があった場合の除雪出動は、午前1時から2時までの観測により①前日の午後5時からの降雪量が10(15)cm以上の場合、②明け方までに10(15)cm以上の降雪が確実と見込まれる場合に出動命令が出されます。除雪作業は概ね通勤通学時間となる午前7時30分までに完了するよう努めます。(降り始めから12月までおよび3月以降は、降雪量の基準をカッコ内の数値に変更します。)

✿除雪にかかっているお金はどのくらいだろう？

令和4年度の除雪対策費は以下のとおりとなっております。

項目	令和4年度費用	備考
① 道路・公共駐車場の除雪費	19億6,265万円	除雪延長約1,182.0km 早朝除雪出動日数27回
② 流雪溝等克雪施設の管理運営費	8,051万円	
③ 雪捨場の管理運営費	8,277万円	
④ 町内会等除雪活動に対する補助金	2,669万円	
⑤ 新たな除雪機械の購入費	1億5,012万円	
◎除雪対策費合計	23億274万円	

除雪対策費の合計額を横手市の人口や世帯数（令和5年3月末現在）で換算してみると…

■一人当たり 約27,595円。（◎/83,448人） ■一世帯当たり 約67,903円。（◎/33,912世帯）

■除雪出動一日当たり 約75,672,000円（①+②）/全市除雪出動日数）※

※①と②の金額を足して、早朝除雪出動回数で除した金額であり、除雪作業自体の経費とは異なります。

✿雪国で守らなければならない除雪のルールとはなんだろう？

*深夜、早朝の除雪作業にご理解ください。

除雪作業は、交通量の少なくなった深夜から早朝にかけて行われるため、除雪車のエンジン音や震動でご迷惑をおかけしますが、快適で安全な朝の通勤、通学確保のため、ご理解ください。

*路上駐車や自転車の放置は止めましょう。

路上駐車は、除雪作業の最大の障害となります。たった1台でも除雪作業が遅れたり、除雪ができなくなってしまいます。また、一般交通の支障になり、交通渋滞の原因にもなります。

*玄関前の雪処理は各家庭で行います。

除雪車が通ったあと、道路の出入り口には押し寄せた雪が残りますが、道路への出入口の雪処理は各家庭の皆さんが必要に応じて行っていただくよう、ご理解とご協力をお願いします。

*ゴミを出す日と時間を守りましょう。

ゴミを出す日や時間を守らないと、除雪で雪の中にゴミが混ざってしまうことがあります。毎年春になると雪の中から大量のゴミが出てきます。ゴミを出すルールはしっかりと守りましょう。

*車道への雪出しは法律で禁止されています。

道路法や道路交通法で、何人もみだりに道路に物件（雪を含む）を堆積し交通の妨げになる行為をすると罰則が適用になりますので、注意してください。

*流雪溝への雪投げ作業には十分注意してください。

流雪溝のフタが開け放しになっていたため、小学生や高齢者が流雪溝の中へ転落する事故が起きています。また大きな雪塊のまま無理に投雪することにより、流雪溝が途中で詰まってしまい、浸水による被害が生じています。これらの事故を避けるため、流雪溝を利用する場合は、投雪口にルールで定められた「格子」を必ず取り付けてください。

*除雪車へ近づくと危険です。

除雪車を止めて雪押し方向を指示する行為は大変危険です。作業中の除雪車に近づいたり、作業員へ直接指示する行為はやめましょう。

*早めの雪下ろしをしましょう。

車道や歩道への屋根からの落雪による事故を防ぐため、早めの雪下ろし等の対応をお願いします。



第2章 除排雪についてよく寄せられる質問

Q1：除雪車はいつ出動するのですか？

除雪車は午前2時30分に出動し、交通量の少ない早朝にかけて行うことになっています。また、降雪状況に応じて日中も出動することがあります。

Q2：通勤や通学時までに除雪車が来ないときがありますが？

除雪は午前7時30分までに終了することにしておりますが、大雪などの降雪状況によっては、時間までに間に合わない場合もありますのでご理解をお願いいたします。

Q3：除雪ではなく、排雪をしてください

排雪作業は道路の雪をダンプに積んで雪捨て場へ運搬し、道路の幅を広げる作業です。しかし除雪作業に比べて排雪作業にはどうしても時間がかかるため、排雪作業だけで通勤通学時間までに作業を終了することが困難です。このため排雪作業は道幅が狭くなった状況を確認し、行うこととしていますのでご了解ください。

Q4：日によって排雪が行われる道路と行われない道路があるようですが？

排雪は、バス路線や幹線道路、通学路となっている歩道を優先して行っています。これらの道路は、日常生活の中で特に円滑な交通の確保をしなければならない道路です。排雪が全ての道路で一様に行われることは理想ですが、現在の除雪体制や財政事情を考慮すると大変難しい課題といえます。

Q5：生活道路の排雪は行わないのですか？

生活道路の排雪は、バス路線や幹線道路、通学路となっている歩道などの重要路線を優先して行った後に実施しています。そのため、生活道路の排雪作業は、その頻度がどうしても少なくなってしまうのが実情です。市では、町内会等が生活道路の排雪を行う場合の各種支援制度を用意しています。実際に制度を利用して町内の排雪対策を行っている町内会も数多くあります。ぜひ各地域課産業建設係（横手地域課は建設係）へご相談ください。

Q6：新たに早朝除雪路線に入れもらいたいのですが？

市では、例年お盆過ぎ頃から除雪計画に着手し、除雪路線については毎年見直しを行っています。前年度まで除雪路線に組み込まれていなかった路線については、現地に出向き、早朝除雪が可能かどうか調査します。市では可能な限り市民の皆さんの要望にお応えしたいと考えていますが、除雪作業により塀やブロックなどの構造物が破損することが予想されたり、雪押し場所が確保できない等、その地域の条件によっては、市の除雪対応は困難となる場合もありますのでご理解願います。



Q7：除雪車の作業員に除雪のやり方について直接注意をしてもいいですか？

除雪車に近づくことは大変危険です。除雪車は前後に頻繁に移動しながら除雪をする場合があり、人が不用意に近づいて作業員の死角に入ると重大な事故が起きてしまいます。必要がある場合は、除雪車の作業員に直接お話するのではなく、できるだけ町内会で要望等を取りまとめたうえで、お近くの各地域課産業建設係（横手地域課は建設係）へお話ください。

Q8：除雪業者の除雪の仕方が悪いので、地区担当の業者を替えてもらえませんか？

除雪業者は毎年ほぼ同じ地区を継続して担当していますが、除雪の作業を実際に行う人（オペレーター）は事情により変更となる場合があり、ご質問の多くはこのような場合にいたどくことがあります。オペレーターの技術力向上については今後も講習会などを通じて技術の研鑽に努めます。また、地域の担当が仮に変更となっても当該地域事情の詳細を後任に適切に申し送りするように業者指導を行っています。

Q9：どのようにして地区の除雪業者を決定しているのですか？

地区担当の除雪業者の決定は、当該地区の道路状況にできるだけ詳しい業者を中心に除雪委託契約を行っています。

Q10：除雪した雪が防火水槽や消火栓の周辺に置かれて困っているのですが？

防火水槽や消火栓は、緊急時に必要な施設であることから、特に赤い旗などを立てて、除雪の際はできる限り配慮しています。しかし雪の量が多くなると作業が一段と難しくなるため、細かい配慮が届きにくくなってくることも事実です。管理者によるパトロール点検は実施していますが、地域の皆さんからも防火水槽や消火栓周辺の雪処理にできるだけご協力くださるようお願いいたします。

Q11：公園の緑地などを雪寄せ場に活用することはできないのですか？

遊具や植樹などの公園施設は、押し雪の影響が出なければ雪捨て場として活用することは可能ですが、ただし捨てることができる雪は玄関前の道路へ除雪車が寄せた雪が基本で、屋根から下ろした雪など宅地内の雪捨てはできません。公園等の緑地に雪押しを行う場合は、お近くの各地域課産業建設係（横手地域課は建設係）へご連絡ください。

Q12：郊外部と比較して、市街地中心部の除雪は悪いと思いますか？

市街地部で郊外部のように終日何度も除雪をした場合には、自動車の交通渋滞を引き起こすことになったり、除雪車による玄関前の寄せ雪に対する市民からの苦情が大変多く寄せられたりするなど、日中の除雪作業が円滑に実施できないのが実情です。また市街地中心部の住宅密集地は地理的条件により技術的に難しいところもあります。市ではこれらの課題があっても、路面状況に応じて日中の除雪作業を行う場合もありますが、市街地部での除雪作業にはこのように特殊な事情があることをご理解ください。

Q13：日によって除雪状態にムラがあるので、毎日同じように除雪作業をしてください

その日の天候や、凍っている、硬い、柔らかいなど、雪には様々な状態があるので、「常に同じように除雪する」ことは、現実的には非常に難しいことです。天候の状況や除雪機械の機種、そして時間的な問題などの理由から、毎日同じように除雪出来ないこともあります。ご理解ください。

Q14：流雪溝をつくってもらいたいのですが？

新たな流雪溝を布設するには、地形的条件や市の財政的制約もあります。また取水先の選定、流雪溝の計画、放流先の確保、地元負担の状況など十分に調査する必要がありますので、長期的な時間がかかるご理解願います。

Q15：流雪溝を1日中使えるようにしてもらいたいのですが？

代表的な例として、横手地域局管内では、流雪溝の運営は細かな時間割に基づいて流水時間を定め、多くの流雪溝利用組合が平等に使用できるように配慮されています。横手地域局管内の流雪溝はそのシステム上、横手川上流部などから取水し、多くのルートを通って下流部へ排雪する方式となるため、どうしてもこの決められた時間内での使用にならざるを得ない状況です。

Q16：流雪溝のルールを守らない人がいますが？

流雪溝は、水を流す時間などが地区によって異なります。夜間や水の流れていない時間帯に雪をいれたりすると、その雪が固まってしまい、水が溢れてしまうことがあります。

ルールを守らないと流雪溝として機能しなくなりますので、お互いに声を掛け合いながらルールを守って使用してください。また、雪が大きな固まりのまま投雪されると流雪溝がつまることがありますので、格子網は必ず取りつけてください。この格子網は転落防止の役割も担っています。



第3章 冬を快適に過ごすための制度

1. 横手市除雪活動費補助金交付制度

横手市では、町内会等が主体となり、市道及び不特定多数が通行する公衆用道路等の除排雪を行うための施設の設置や管理運営経費に対して、除雪活動費補助金の交付を行う制度があります。

【補助の対象となるもの】

- ・消雪パイプ施設…地下水を利用し、消雪パイプにより消雪する施設
- ・融雪溝施設……側溝に地下水等を流入し、融雪又は河川等へ排雪する施設
- ・除雪機械…………除雪作業にのみ使用する除雪機等
- ・融雪機器…………地下埋設型でボイラー等の熱源を持ち、投雪口に落下防止等の安全設備があり、融雪水を側溝等に排水する構造の融雪機、融雪槽
- ・流雪溝利用組合…流雪溝施設の利用のために組織された団体

【補助金交付の対象となる町内会等】

- ・消雪パイプ施設…利用戸数が2戸以上。消融雪する市道等の延長が30m以上。原則として早朝除雪路線地域外であること。
- ・融雪溝施設……利用戸数が2戸以上。消融雪する市道等の延長が30m以上。
- ・除雪機械…………ア. 早朝除雪路線地域外の公衆用道路の除雪…利用戸数が2戸以上。除排雪する市道等の延長がおよそ50m以上。
イ. 地域の雪処理における課題への取り組み…利用戸数が6戸以上。市道又は公衆用道路で行う地域の除雪活動に使用すること。導入後3年間報告必要。
- ・融雪機器…………利用戸数が2戸以上。消融雪する市道等の延長が20m以上。
- ・流雪溝利用組合…流雪溝の管理運営を行っていること。

※補助金交付の対象となる町内会等は除雪活動団体として、毎年10月末までに活動届を提出していただく必要があります。



建

2. 生活道路除排雪協働事業制度

生活道路除排雪協働事業の利用基準

① 制度の利用申込み

- ・毎年10月末までに当該年度の「除雪活動団体届出書」を各地域課産業建設係（横手地域課は建設係）へ提出する。
- ・除排雪作業実施希望日の1週間前までに「生活道路除排雪協働事業 活動申請書」を各地域課産業建設係（横手地域課は建設係）へ申し込む。
- ・経費負担は、除雪機械（タイヤショベル又はタイヤドーザ等）経費を市側で、排雪運搬用ダンプ経費を地元側で負担する。
- ・市側又は地元側の負担する機械のみを使用する場合は、経費の6割を市側負担、4割を地元負担とする。
- ・作業終了後は、作業前中後の写真を添付し「生活道路除排雪協働事業 活動状況報告書」を各地域課産業建設係（横手地域課は建設係）へ提出する。

② 制度の利用ができる場所

- ・生活道路除排雪協働事業が利用できる場所は、次のとおりとする。
 - ア 除雪車が侵入できない市道
 - イ 排雪作業の実施優先順位が低い市道
 - ウ 日常的に複数の住戸の利用に供している私道

③ 制度の利用期間及び日数

- ・生活道路除排雪協働事業の利用期間は、12月から翌年の3月末日までとし、その間の利用日数は原則として5日までとする。

3. 横手市高齢者等除排雪及び雪下ろし事業関係

獨力で雪下ろしまたは除排雪が困難な高齢者等の世帯を対象に、市では、シルバー人材センターや建設業協会等と協力し、雪下ろしや除排雪作業の利用料金に対する助成を行っておりまます。本制度の利用に当っては、事前に利用者登録が必要になります。

また助成割合や金額、利用条件等もありますので、詳しくは市役所市民福祉部まるごと福祉課（TEL0182-23-5881）までお問合せ願います。

【参考】道路除排雪等に関する主な問合せ・連絡先

◎国道13号に関すること

湯沢国道維持出張所 0183-72-1661
大曲国道維持出張所 0187-63-2157 ※金沢地区

◎国道107号及び県道に関すること

秋田県平鹿地域振興局建設部保全環境課道路保全班 0182-32-6209

◎高速道路に関すること

東日本高速道路株式会社東北支社横手管理事務所 0182-35-6083

◎市道に関すること

横手地域課	建設係	0182-32-2725
増田地域課	産業建設係	0182-45-5515
平鹿地域課	産業建設係	0182-24-1118
雄物川地域課	産業建設係	0182-22-2187
大森地域課	産業建設係	0182-26-2116
十文字地域課	産業建設係	0182-42-5119
山内地域課	産業建設係	0182-53-2934
大雄地域課	産業建設係	0182-52-2111
建設部建設課	維持係	0182-32-2407

◎高齢者等の除排雪及び雪下ろしに関すること

市民福祉部まるごと福祉課 0182-23-5881



◆この冊子は、建設部建設課で作成しました。
〒013-8502 秋田県横手市旭川一丁目 3-41
TEL : 0182-32-2407
FAX : 0182-32-4024
E-mail : kensetsu@city.yokote.lg.jp



Copyright(C) 2005 Yokote City. All right reserved.